

令和6年度介護保険関係研修受講料補助金交付要綱改正概要

1 改正の目的

各種研修の受講促進と手続きの簡素化

2 改正の内容

(1) 対象研修の拡大 (別表第2)

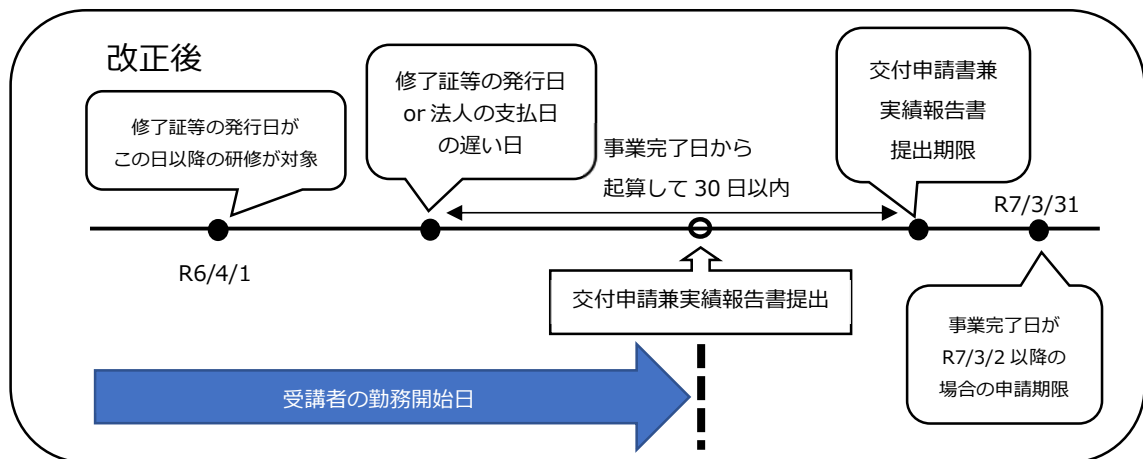
下表の太字の研修を対象に追加する。

対象の研修一覧	
生活援助従事者研修	介護支援専門員実務研修
介護職員初任者研修	介護支援専門員専門研修
実務者研修	介護支援専門員更新研修
認定介護福祉士養成研修	介護支援専門員再研修
ユニットリーダー研修	主任介護支援専門員研修
認知症介護基礎研修	主任介護支援専門員更新研修
認知症介護実践者研修	
認知症介護実践リーダー研修	

(2) 事前申請から事後申請に変更 (第6条以降)

これまで交付申請と実績報告の2回申請が必要であったが、1回の申請で手続きが完了するよう変更する。

～申請の流れ～



(3) 消費税を補助対象外とする (第4条)

(4) 補助対象事業者の対象事業に通所リハビリテーションを追加 (別表第1)